

○議長（井上勝彦君） 順番14番、1番 辻本君。

〔1番（辻本 勉君）登壇〕

○1番（辻本 勉君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、一般質問を行います。今回は2点について行います。

まず、1点目は、空き家等の管理条例制定についてであります。

核家族化や少子高齢化、山間部の過疎化などさまざまな要因により、空き家や空き地、特に草まみれの宅地と雑種地というんですか、これがここ10年で全国的にも大きく増加しております。過日の新聞にも報道されとったんですけども、1998年から2008年の10年間で180万戸も増えておると。合計しますと、日本の全住宅の13.1%の757万戸にもものぼるということであります。

本市も例外ではありません。私の住んでいる近くにも何軒も空き家があります。空き家には不審者の出入りや放火が懸念され、災害時の危険もつきまとい、美観上もよくありません。また、空き地に雑草が生い茂り、周辺住民にとっては大変な迷惑であります。

いつもいつも市民の方から苦情が入るんですけども、住宅地の中で家を建てないでほうっておいて空き地になっておると、そこが草がぼうぼうに生い茂りまして、市道にもはみ出してきておるような状況でということで、大変迷惑がっているということで、市民の方、多くの苦情が入っております。

昨年以降ですけれども、幾つかの自治体で空き家条例が制定されております。和歌山県もその一つということで、いち早く県のほうは取り組んでおられまして、23年度で条例が制

定されまして、来年から施行されるということになっているようであります。

本市も今のような状況では大変美しいまちとは言えません。早急に条例制定すべきではと考えます。よって、以下の点についてお尋ねいたします。

本市の空き家・空き地（宅地及び雑種地）の現状についてお伺いしたい。休耕田も入れますと、大変たくさん空き地があるんですけども、今回は休耕田には触れないようにしたいと思います。

二つ目として、本市が現在行っている対策についてであります。なかなか難しい部分がありまして、対策が本当にきちっとされていないように感じておりますので、その辺についてお伺いしたい。

3番目は、条例制定についてということで、最終的なご答弁をいただきたいと思っております。

続いて、2項目目ですけれども、独居老人対策についてであります。

少子高齢化社会の中で老夫婦だけの世帯や独居老人が本市においても急増していると思われまます。住んでいる家も老朽化し、雨漏り等もあるが、修理しようにも日々の生活費で精いっぱいの人たちが多く、特に老朽化した借家住まいの老人は大変な状況にあります。借家ですので、本来、家主が修理すべきところではありますが、いろんな家主さんにお伺いしますと、安い家賃であるがゆえにこれ以上の投資ができないというのが実情ではないのかなと。さらに、家主さんの本音を聞きますと、解体撤去して借家人には市営住宅等に移ってほしいんやと思っております方も何人かおら

れました。

こういう観点から考えまして、私は、子どもとお年寄りに優しい橋本市ということを柱として議員活動をしておるわけでありますけれども、特にお年寄りに優しい橋本市をつくるためには、もっと心のこもったきめ細かな施策が必要ではないのかなと思います。よって、下記の点についてお尋ねいたします。

1番目は、借家住まいの老夫婦だけの世帯及び独居老人世帯が本市にどれだけあるのか。現状についてであります。

二つ目は、現在独居老人が入居可能な市営住宅は限られています。ほとんどないと言っていいぐらいだと思います。もう少し市営住宅の入居について、独居老人や老人世帯に対して規制を緩めて範囲を広げることはいくでしょうか。

三つ目として、介護保険事業等による住宅改修、手すりを取りつけたりとかバリアフリー化をしたりという、そういう補助制度はあるわけでありますけれども、老朽化により雨漏り等の修繕に対する補助制度は全くないということなので、特に生活困窮な老人世帯、独居老人世帯についてはこういう特別な補助制度を設けることはできないのでしょうかということをお願いしたい。

四つ目として、独居老人等の安全・安心のためということで、橋本市では老人緊急通報サービス事業があります。しかしながら、利用対象者は所得税非課税世帯に属する者となっています。多くの方、お年寄り、安全・安心ということで希望されるんですけども、所得税非課税世帯ということで限定されておりますので、つけたくてもつけないという現状になっています。

この辺につきましましては、民生委員さんにも相談を受けまして、どうしてもつけたいということで市のほうに言ったんですけども、こ

の規則がありますのでできないということだったので、この制度を少しでも緩和して、より多くの人が利用して安全で安心な生活を送れるようにすべきではないでしょうかということで、ご答弁をお願いいたしたいと思いません。

以上、壇上より終わります。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君の一般質問に対する答弁を求めます。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）辻本議員のご質問にお答えいたします。

まず、本市の空き家・空き地（宅地及び雑種地）の現状について。

総務省統計局の「平成20年住宅・土地統計調査報告」によりますと、空き家については3,820件ですが、空き地の件数については把握をしていない現状であります。

次に、本市が行っている対策について。

土地所有者等の管理は、橋本市環境保全条例第15条に基づき、その土地に繁茂する雑草、枯草または投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物の不法投棄を未然に防止する措置を講ずるなど、周辺的生活環境を損なわないよう、その土地の適正な管理に努めなければならないとなっています。また、空き地及び空き家の管理について、橋本市火災予防条例第24条に基づき、空き地の所有者等に対しては、空き地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置と空き家の所有者等に対しては、空き家への侵入防止、周辺の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置について防火指導を行っています。

現在の対策として、雑草の生い茂った空き地・空き家の適正管理に関する市民からの要望には、現地確認を行うとともに、土地家屋所有者に対して空き地・空き家の適正管理の

お願い文書を現地写真添付の上送付しているところですが、

なお、市民からの適正管理の要望について、平成21年度は空き地29件、空き家10件、平成22年度は空き地43件、空き家2件となっております、年々増加傾向であることが課題であり、苦慮しているところです。

空き地・空き家での雑草地の放置については、景観を損ねるだけでなく、害虫の発生源となるおそれや、ごみの不法投棄誘発のおそれ、たばこのポイ捨てによる火事発生のおそれなどが考えられます。本市としましては、土地・家屋所有者の責任により対応をお願いしているところです。

次に、条例制定について。

現在二つの条例で対応しているところですが、その責任の明確化等もさらに必要になっている状況下でありますので、本市といたしましても、関係機関と協議を行いながら、空き地・空き家の管理条例の制定に向け前向きに調査研究してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）独居老人対策の質問にお答えします。

本市の高齢化率は平成23年10月末現在23.96%、24%台に突入するのとも時間の問題となつてまいりました。この高齢化社会を迎え、高齢者の住まいの問題が議員ご指摘のように課題となつてきています。

まず、1点目の質問、借家住まいの老夫婦だけの世帯、独居老人の世帯数については、持ち家・借家等の調査をしておりませんので、把握しておりません。

高齢者の世帯数については、平成23年4月時点で住民基本台帳では、独居3,177人、高齢者のみの世帯が2,727世帯、高齢者を含む世帯

が5,135世帯となっております。しかし、民生・児童委員にお願いしている調査では、ひとり暮らしの方の人数は1,475人となっております、住民基本台帳上の数とは大きく違っていることから、世帯分離されている例が多いのではないかと考えております。

続いて、3番目の質問、老朽化による雨漏り等に対する補助についてですが、介護保険では生活環境を整えるため小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。しかし、老朽化による雨漏りの修繕等は対象外になっております。また、その他施策による補助金についても、すべて介護保険制度に係る補助金となっております。したがって、持ち家、借家を問わず、老朽化による家自体の修繕への補助は困難であります。

現在、市においては、生活環境の悪化による在宅での生活が困難な方については、養護老人ホームへの入所や高齢者住宅への転居、特別養護老人ホーム、老人保健施設など相談に応じて個別対応しておりますが、住み慣れた地域で住み続けたいという気持ちや年金収入の関係から、なかなかスムーズな住居移行ができないのが現状となっております。

4番目の質問の緊急通報サービス事業についてですが、橋本市の高齢者生活支援サービスの一つとして緊急通報サービス事業を行っております。この緊急通報サービス事業は、本年度より安心生活支援サービス事業に移行中であり、その内容は、24時間の健康相談や月1回の安否確認の電話、緊急時にボタンを押すことで警備保障会社の警備員が緊急対応措置を行うこととなっております。

設置対象は、橋本市内に在住する概ね65歳以上のひとり暮らし・高齢者世帯等に属する要援護者で、所得税非課税世帯となっており、平成22年度実績では393世帯に設置していま

す。

議員より制度の対象基準を緩和してはどうかのご提案ですが、現在まで対象外でご希望の方には自費での設置をお願いしています。

今後、高齢者が増え、緊急通報サービスをご希望の方が増えることが予測されますので、高齢者に対する安全で安心のまちづくりの視点から、対象制限や現在自費で設置している世帯等の調整なども含めて検討してまいります。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）独居老人が入居可能な市営住宅について、規制緩和し範囲を広めることはできないのかのおただしにお答えします。

橋本市営住宅設置及び管理条例において、独居老人が入居可能な市営住宅の規格は、居室数が2室以下またはその住戸専用面積が29㎡以下の規模の住宅と規定されており、これに該当する、いわゆる小規模住宅は現在のところ4戸となっています。

小規模住宅の範囲を広げ、独居老人が居住できる住宅戸数を増やすことは、市としても検討しなければならない今後の課題であると認識しています。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君、再質問ありますか。

1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）それでは、再質問を行います。2番から行かせていただきます。

2番の①ですね。報告いただいたんですけども、何か民生委員さんの調査と住民基本台帳とで大きくかけ離れておるんですけども、民生委員さんをお願いしてこういう調査というのは、いつやられて、すべての地域に入っておるのかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと不確かでございますけども、調査については定期的にやっておりますして、直近では昨年だったかと思っております。

ただ、数字が住民基本台帳とかなりの乖離がありますけれども、民生委員の方については、全地区を1軒1軒回って確認しておりますので、多少の誤差はあるかもわかりませんが、こちらのほうが独居老人の実態について把握しているものと担当では理解しております。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）この独居老人の実態把握というのは大変大事なことになるんですよ。これ、災害時の対応等を含めると、本当にきちとした状況を把握しておくというのは大事なので、それと、個人情報保護とかいろいろあるんですけども、やはりきちっと情報開示をせんといかんのかなと。特に守秘義務を持っている、我々議員もそうですけども、特に自主防災会とか、そういうところにはきちとした報告をして、地域全体、市全体で何らかの災害のときには対応していくということなので、今までずっとやっていただいたと思うんですけども、再度、全市的に調査をして、きちとした資料を担当部局が持つておくということも大事なので、その辺についてご答弁をお願いします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどの答弁を補足させていただきます。直近の調査は今年の9月、社会福祉協議会が調査された数字で、先ほど申し上げた数字は、その社協調査の数字でございます。

これにつきましては、再度って、今ご質問

でございますけれども、これは、民生委員さんを使って受け持ちの担当地区すべて調査しておりますので、今のところ正確な数字だと認識しております。これは定期的にやっております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）守秘義務のある議員にも発行できるのかというのは。

○健康福祉部長（上田敬二君）それと、個人情報の問題ですけれども、これは正確な社協なり民生委員さんが調査していただいて、それぞれ社会福祉協議会の事務局、それと健康福祉部の担当課、いきいき長寿課ですけれども、情報を把握、市の職員はしているんですけれども、地元で見守っていただいたり活躍していただいている民生委員さんに情報を返せないというような問題が全国的に問題提起されております。

本市では、その改善策としまして、平成23年、今年の3月1日ですけれども、情報公開を何とかできないかということで、橋本市個人情報保護審査会へ諮問しました。何とか情報を有効活用して高齢者の見守りに活用できないかということで、個人情報保護審査会に諮問したわけです。

その結果、審査会の意見として、ちょっと読ませていただきます。「災害発生時における要援護者の支援を円滑に行うため、要援護者の個人情報を本市と民生委員・児童委員が共有することは必要であり、本人同意が得られていない場合であっても、人命尊重の観点からその公益上の必要性が認められる。しかしながら、その重要性に鑑み、次の3点の条件を付すものとする。

一つ、本人同意が得られていない場合の個人情報の共有についても、その必要性を認めるが、個人情報の共有は本人同意の上で行われることが最善であるため、本人から同意を

得ることができないと容易に判断することではなく、もう少し時間をかけて本人同意の取得に努力を重ねること。なお、この点について民生委員・児童委員にも十分理解を深めてもらい、双方協力して本人同意の取得にあたられたい。

二つ目、民生委員・児童委員に情報を提供する場合にあつては、その取り扱いに係る誓約書の提出を求めること。

三つ、個々の民生委員・児童委員に提供する要援護者の名簿については、担当地区のみに限定するなど、できるだけ少なくなるよう配慮すること。なお、本人同意の取得に関する取り組みについて、災害がいつ発生してもおかしくないことから、個人情報の共有に関する取り組みと並行して行ってもよいものと判断する。」以上が審査会からの意見をいただきました。

これを受けまして本市では要援護者の登録制度を今やっておりますけれども、これは、社協の調査とは違いまして、個々に申し込まれる方もおりますけれども、民生委員、ケアマネジャー、いろいろなパイプをつなげまして登録制度、災害に遭ったときに助けてほしいとか、生活に不安があるという方については事前に登録して、今、いきいき長寿のほうでその情報をコンピュータへ入力しております。それと行政情報、障がい者等の情報、それと、重身の医療を受けておられる方の情報もありまして、これらの方についても、一応、コンピュータの中へリストアップさせていただいております。

これらを民生委員さんについては、その受け持ちの地域の基本的な情報を今度活用していただくために渡したいと思っておりますけれども、あと残るのは自主防災会とか消防団、これらの方の情報の扱いについては今後、防災担当の市民安全課等も市の内部で協議しま

して、方針を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）この調査を社協にやってもらうのか、市がやるのかというか、その辺。この間は9月のやつは社協がやったということなんですけども、社協が民生委員さんをお願いしてやっとするんですか。社協がやるのか、市が独自で本来やるのか、その辺、きちっとしとかんと、どっちもやってたら、これ、無駄なことやろう、はっきり言うて悪いけど。その辺、きちっと押さえていかんとあかん。

それと、自主防災との件やけど、民生委員さんというのは、うちもそうなんですけど、自主防災会には参加していただいとると思います。よその地区はちょっとわからんですけども、多分、民生委員さんは自主防災会には入っていただいとると思うんですけども、そんなの言うたら、民生委員さんにはきちっとしたやつをやっり返してやるというのが基本やと思うのでね。これ、悠長なことを言うたらんと、審査会を通っているのであれば、できるだけ早く民生委員さんに返して、災害のときには対応してもらえような状況をつくっとかにやいかんので、できるだけそれを進めてください。その辺、さっきの社協がやるのか、市が独自でやるのか、ちょっと答弁。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）民生委員さんを通じての調査については、社会福祉協議会が基本的にやっていただいておりますけれども、これは以前からもう何十年の伝統がありまして、ベースに社会福祉協議会の調査があったということで、それを市がまた別の方法でやると重なりますので、その情報を活用させていただいているということです。

それと、要援護者の登録制度については、これは市の純粋な事業としてやっておりまして、自主的に登録される方もおりますし、介護の認定で相談があった場合、こういう制度があるということでケアマネジャーを通じて情報が寄せられる場合もありますし、民生委員さんが個々に、社協の調査以外にこの人が必要であると判断した場合については紹介させてもらっているという、そういう2系統、2系統ではないんですけども、基本的には重なりはないようにしております。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）ありがとうございます。

続いて2番目ですけども、答弁いただいて、独居老人が入所可能な市営住宅が現在4戸しかないということなので、今、橋本市は市営住宅ストック総合計画をつくっているの、それに基づいて市営住宅の縮小といいますか、整理をやっておるんですけども、独居老人が入れる住宅が4戸しかないというのは、老人施策からいきますとあまりにもお粗末かなと思うんですけども。

まだ借家に住まれている方もおられると思う。その辺の資料がないので話のしようがないんですけども、4戸ってあまりにも少ないので、そのストック計画があつて、なかなか難しい部分はあろうかと思うんですけども、何らかの独居老人対策として、入れる市営住宅を少しでも枠を広げていくという方法はできないんでしょうかね。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先ほどのご答弁でも、検討はしていきたい、課題であるというふうにとらえております。と申しますのが、需要のほう、福祉部門とも今後協議しながら、独居老人のそういった受け皿として市営住宅がどの程度必要かによって、また条例改定等も必要になるんですけども、そういった

こともお願いしながら、もう少し時間をいただきたいなというふうには考えておりますが、枠を広げることは決して不可能ではないというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）ありがとうございます。ストック計画があるので大変難しいと思えますけれども、取り組んでいただいたらありがたいと思えますので、よろしく願いしておきます。

続いて3番ですけれども、こっちは大変難しい。介護保険事業でいろいろやられとるだけであって、本来の老人対策としてはないということ、厳しい財政状況であるので、個人施策を増やしていくというのは難しいと思えます。そういう実態を把握していただきたいと。借家に住んでいる方も、住んではる老人が、まあ言うたら、借家が古くなって雨漏りしても、家主に言うても直してもらわれへんと。基本は家主が直さなあかんのですけれども、家主も実際、そんな借家をやりたくないという状況の中で、ずっと住んでくれとるから安い家賃でおってもろうとるということなので、そしたら、個人が負担せないかと。ほなら、お年寄り、収入がないので雨漏りの修理もできへんということになってきて、大変な状況になってる方もおられるということをね。そういう状況を把握だけしておいていただいて、何らかの形で対応できるのであれば考えていただけたらなと思えます。

次、④のほうに行きます。④のほうは、一応、393人の方が登録されてやられとるわけにありますけれども、新制度に移行ということなので、これを契機にもう少し対象の関係を規則を緩和できないものかなと。すべて無料にせいとは、僕、言いません。所得のある方はそれ相当の費用を出していただいたらええと思えますけれども、所得税非課税だけで切っ

てしまうんじゃないし何らかの形の施策は必要じゃないのかなと思えます。

これ、やられて、大変いい事業なので、多くの方が利用していただいとるんですけども、1件当たりの費用はかなり安くなつとると思えます。当初導入したときよりも半分以下になっているはずなんですよ、費用がね。そうでしょう。人数は多少増えてますけれども、費用が、言いますけど、2,800円から1,200円ぐらいになつとるんですね、単価が。

そしたら、こんな大事な事業なので、もう少し広めていこうと思えばできるわけでしょう。当初やったとき2,800円かかってたのが1,200円でいけるんですよ。ほな、もっと多くのお年寄りに安全・安心を守るために使うてあげたらいいんじゃないですか。すべてが無料にとは僕言いませんけども、何らかの段階においてきちっと制度をつくっていくという必要性はあると思えますけれども。新制度に移行するのであれば、そのときが一番チャンスなので。どうですか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）旧橋本市で総合警備保障にお願いしておりました費用から比べますと、入札制度を利用しまして、高野口を統合するという事で新たな契約をしたんですけども、金額、今持ってないんですけども、かなり安くついております。

それで、対象世帯を、もっと利用したい人を増やしてあげればいいんじゃないかということなんですけれども、現在、安全生活支援サービスという事業へ緊急通報サービスが変わっておるんですけども、高野口地域については橋本と同じサービスを提供するのに、現在、機械の入れかえをしております、対象世帯が393人中、現在116台が移行完了で、なかなか移行が進んでおりません。これは業者と設置される家庭とか、日にちの都合ですと

か、入院されていたり、いろいろ事情があるんですけども、本年度中には、3月までにはすべて完了したいということで、業者にも強く言って指導しております。

そういうことで、移行がすべて完了したらといいますか、完了した時点で、現在自費で設置しておられる方、この方については月5,000円程度の維持管理費と設置費、保証金、設置費は4万円、保証金が2万円、2万円については機械を外したときに返ってくるんですけども、これだけの自己負担をいただいております。これらの自費設置の方の状態も、高齢化とともに年々必要性がより増してくると思いますので、新たに設置対象者の基準について見直していくつもりであります。今、切りかえの移行中ということなので、それもあわせてやりますと混乱しますので、実績、それと申込者の状況、家庭の状況も含めてですけども、見ながら基準について、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）単価が安くなってるのは間違いないと思うのでね。そやから、このええ事業をやって、それで、また新しい制度というか、安全生活支援サービスに変わっていくということで、いろんなサービスがついてくるのでね。これ、高齢化社会になってきたら大変大事なことなのでね。今までの緊急通報というか、何かあったときにぱっと落ちて、緊急通報だけじゃなしに、先ほど答弁いただいたとおりのそういうサービスがあるのであれば、これ、やっぱりより多くの老人家庭というのかな、独居老人も含めて、お年寄りもやっぱりいろんな情報提供から始まって、いろんな分野で大変有意義な制度なのでね。高齢化社会になってきますので、やっぱり多くの方につけていただいでやっていくというのは、僕、基本やと思うんです。

その線引きがあって、非課税のところと、それをちょっと超えたところがかなりの大きな負担をせないかんというような状況になってきたらちょっと困るのかなと。非課税世帯だけで切るのは、ぼーんとね。非課税世帯は無料でしょう。そうしていったら、そこで切られたら、その辺でいきますと、あまりにもずばっと切り過ぎとるんかなと。もう少し幅を持たせて、低所得の方でもつけられるような状況にしていくべきかなと。高齢化社会を迎えて、やっぱりしていくべきかなと思うんですけども、その辺、積極的に改革をしていただけるんでしょうか、そっちの方向に。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）設置要望、その状況を見ながら前向きに検討させていただきます。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）前向きというのは、もともと今までからあまりなんやけど。ほんまにこれから高齢化社会を控えて大事やと思うのでね。単価も下がってきとるんやったら、できるだけ多くの方につけていただくというのは大事なことやと思います。

もう高齢化率が24でしょう。だから、やっぱりその辺を考えて。高齢者の安全・安心を守るというのは大変大事なことなので、ぜひとも見直しをしていただきますように。ある程度待たせていただいでだめやったら、また、させていただきます。

そしたら、1番のほうに行きます。

空き家と空き地の現状をお教えいただいたんですけども、空き地の部分がデータがないということなんですけども、私、一番気になっているのはこの空き地なんです。空き地で市へもいろんな話が来とると思うんですけども、この辺、どないか把握する方法というのか、把握できませんか。



○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）市内全体の空き地を把握するというのは非常に難しいかなと。調べる方法はいろいろあるのかなとは思いますが、現状では空き地の箇所数については把握はしておらないということでございます。

ただ、空き地の適正管理についてのご要望が毎年寄せられるわけです。先ほど演壇から答弁を差し上げたわけですが、22年度で43件と、21年度で29件ということで、だんだん空き地に対する要望というのが増えてきるという状況にありますので、何らかの方法を駆使して、一度市内の、宅地だけにするのか、農地も含めるのかという問題もあろうかと思うんですが、せめて宅地だけでもどのぐらいの数があるかというのを調べてみたいなというふうには思っておるんですが、それについてはもうしばらく時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）何らかの形でぜひとも空き地の調査をお願いしておきます。時間はかかると思いますが、お願いいたします。

次、②の対策なんですけれども、先ほど部長のほうからいろいろ言っていて、環境保全基本条例に基づいていろいろやられとるんですが、実際は思うようにうまくいってないと。ほうりっぱなしのところがたくさんあるというのが現状だと思うんです。うちの近くにも空き家、2軒か3軒あるんですが、実はほうりっぱなしですよ。

文書で写真を添付して相手方に、地主さんに郵送されておると思うんですが、なかなか思うようにやってくれない、きちっとした管理をやってくれないというのは、僕、現状だと思うんです。特に空き地なんて、草刈りせいと言うてもなかなかしない。してくれ

ないというか。特に地主さんが遠くにおられたら余計ですけどね。

そんな中で、言えば管理の中で電話で直接本人さんとも話ができないような状況であれば、何ぼ文書を送ってもなかなかしてくれませんよ。特に空き家の場合は、いつでしたかな、駅前のほうでも空き家に放火されたという状況もあって、大変危険な状況になりますのでね。空き地の草というのは迷惑になりますけれども、空き家は特に防犯上も大変悪いということなので、これはやっぱりきちっと管理してもらおうと思えば、直接地主さんに会われたり電話等できちっとお話をしていかなとね。何ぼ文書を市から送ったって、そんなんしませんよ。なかなか。してくれる人は少ないですよ。

その辺があるので、この空き家等の管理条例というのは全国的にできてきたわけでしょう。結構関東のほうは多いかなと思いますけれども、和歌山県も、特に和歌山市のほうの問題もあって、いち早く条例を県がつくってます。県の条例でいったって、市はなかなか適用しにくいというのか、いろんな手続き等があって難しい部分もあるので、できるだけ県の条例じゃなしにやっぱり市の独自の条例をつくっていくというのは、僕、基本やと思うんです。

全国で結構あるんですが、この近畿圏、なかなか少ないんですね。近畿はほとんどなかったかな。和歌山県はやってますけれども、ほとんどないんです。そういう意味で言ったら、橋本市、結構振興で開発されて25年から30年近くなってきましたので、北部のほうもかなり空き家とか空き地があります。美観上、空き地の場合は大変悪いので、条例はお願いするんですが、もう少し突っ込んだ対策というのはできないものかなと思うんですが、その辺については。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほども申し上げましたように、空き地なり空き家の所有者に対して文書と写真をつけて送っておるわけでございますけども、その中で所在不明という方が結構おられるわけです。これについては非常に難しい部分があるわけで、その分について条例を制定する中で考えていきたいなというふうに思っておるわけです。

ただ、先ほど辻本議員から話がありました関東なり条例を制定している市町村につきましては、県なり府の条例がない中で空き家と空き地をセットにして条例を制定している市町村もございまして、また、空き地だけを規制する条例をつくっておる市町村もあるわけでございます。

そんなことで、たまたま先日、日曜日に知事が見えられまして、和歌山県の行政報告会ですか、中で知事のほうから、1月1日からそういった空き家の条例を施行していくといった説明をされておったわけですが、それとの整合性というんですか、それも含めて、一度、空き家についてはじっくり検討してみたいなと。ただし、空き地についてはできるだけ早い時期に条例を制定していきたいなというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）一応、条例制定しているという方向づけをしていただいとるので大変ありがたいんですけども、ある程度目標がなかったらなかなか進みませんので、この問題は市長への手紙にも再々あった部分だと思いますし、市長も大変気にかけておられると思うんです。市長が言われる美しいまちづくりをしていこうと思えば、この辺をきちっと整理していくという大事なことなので、市長のほうに最後、答弁をいただきたいなと。い

つごろをめぐにつくっていくのか、その辺も含めまして、市長のご答弁をお願いしたいと思いますが。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）辻本議員の質問にお答えしたいと思います。

なかなか市長の手紙というのが再々来ましてな、頭を抱えてますんよ。この間も見に行ってきたんですけども、3年ほどありっぱなしですな。区長さんや自治会長さんが頭を痛めとるんよ。なんべん電話したって出にくいし、手紙送ったら着くさかいということやけどね。

そんなことで、あまり私も何じゃさかいに、草刈り機を持って行って、走って行って、じきにやれらと思ったら、1日かかったよ。660㎡ほどのやつを。カズラでこないになつたのや。そりゃ毎日そんな仕事させてくれたらええんじゃけども、体力的にはいいんですけども、そうもいきませんし、そうしたらわかってきましてな。あれ、だれやつとんのやらのぞきに来て、自治会長さんにつかまましてな。そこで話ししたのは、条例を。これは私もやっぱりいくら催促して、皆苦労かけて、電話、ただの電話やないんですよ。電話を再々かけたりね。年に3回以上からなあかんです、格好つかんです。それがしてくれない、3年。

そんなことであるので、今までの条例は人情的な甘い条例でね。甘いんや。やっぱりそうなってくると、厳しい条例をつくっていかざるを得ないなと。あんたところが持つる限りにおいては、あんたとこの自己責任でちゃんとしてくださいよと。そして、もしやってくれなかった場合は、全部シルバー人材センターでこっちから自動的にやりますよと。やったものの対価は請求しますよということま

でもきっちりしないとね。努力します、通知しますぐらいでは、この世は通らんと思うんです。

城山台だけで45件から50件ほどあるんですわ。年に3回以上せんなんねん。その義務づけも含めて内部で1回十分検討して、3月の議会に胸を張って出せるように、担当課のほうでも考えてもろうて、1回、我が身らで練り上げて、ひとつ環境美化運動の一環として努めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）市長、ありがとうございます。担当は3月までと言われたら大変しんどいかなと。市民部長、しんどそうな顔をしていますけども。それを目標に頑張っていたら、ぜひともきれいなまちづくりのために条例化していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（井上勝彦君）これをもって、1番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、3時40分まで休憩いたします。

（午後3時25分 休憩）